

**群馬地方労働審議会 群馬県電気機械器具製造業
最低工賃専門部会委員名簿**

群馬労働局

(令和7年3月3日任命)

区分	委員又は 臨時委員の別	氏 名	現 職
公益代表	委 員	おぶち きく お 小 渕 紀久男	株式会社上毛新聞社 総務・経理・労務・経営企画担当
	委 員	こうむら み ほ 甲 村 美帆	群馬県立女子大学 国際コミュニケーション学部 教授
	委 員	ともおか くにゆき 友 岡 邦之	高崎経済大学 地域政策学部 教授
家内労働者代表	委 員	ましと まさひと 増 戸 将人	JAM北関東群馬県連絡会 事務局長
	臨時委員	こしざわ やすゆき 越 澤 恭行	電機連合群馬地協 事務局長
	臨時委員	むらやま ひろみつ 村 山 洋光	日本労働組合総連合会群馬県連合会 副事務局長
委託者代表	委 員	いがらし りょうじ 五十嵐 亮二	一般社団法人群馬県経営者協会 専務理事
	臨時委員	う い まさのり 宇 井 正典	アサヒライズ株式会社 代表取締役社長
	臨時委員	おかだ たかゆき 岡 田 貴幸	澤藤電機株式会社 人財開発部 部長
備 考		群馬県電気機械器具製造業最低工賃改正審議のため令和7年3月3日 付けで指名	

【敬称略】

群馬地方労働審議会 最低工賃専門部会
事務局名簿

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町2丁目3番1号
TEL 027-896-4737

職 名	氏 名
労働基準部長	はし ぐち ただし 橋 口 忠
賃 金 室 長	ね ぎし よし ひさ 根 岸 義 久
賃金室長補佐	わた なべ いさお 渡 邊 功
労働基準監督官	や の い めぐみ 八野井 めぐみ

政令第320号

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

- 第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

- 第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月7日政令第185号)

(施行期日)

第1条 この政令は、平成29年7月11日から施行する。

群馬地方労働審議会運営規程

第1条 群馬地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、群馬労働局長の請求があったとき、会長が、必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、群馬労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 群馬労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び群馬労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度、労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを群馬労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くことができる。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会又は最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会又は最低工賃専門部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

群馬地方労働審議会
群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程

第1条 群馬地方労働審議会群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び群馬地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、群馬地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第4条 この規定の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

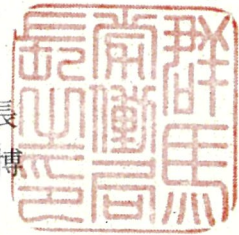
この規程は、平成19年2月2日から施行する。



群労発基 0303 第1号
令和 7 年 3 月 3 日

群馬地方労働審議会
会長 友岡邦之 殿

群馬労働局長
上野康博

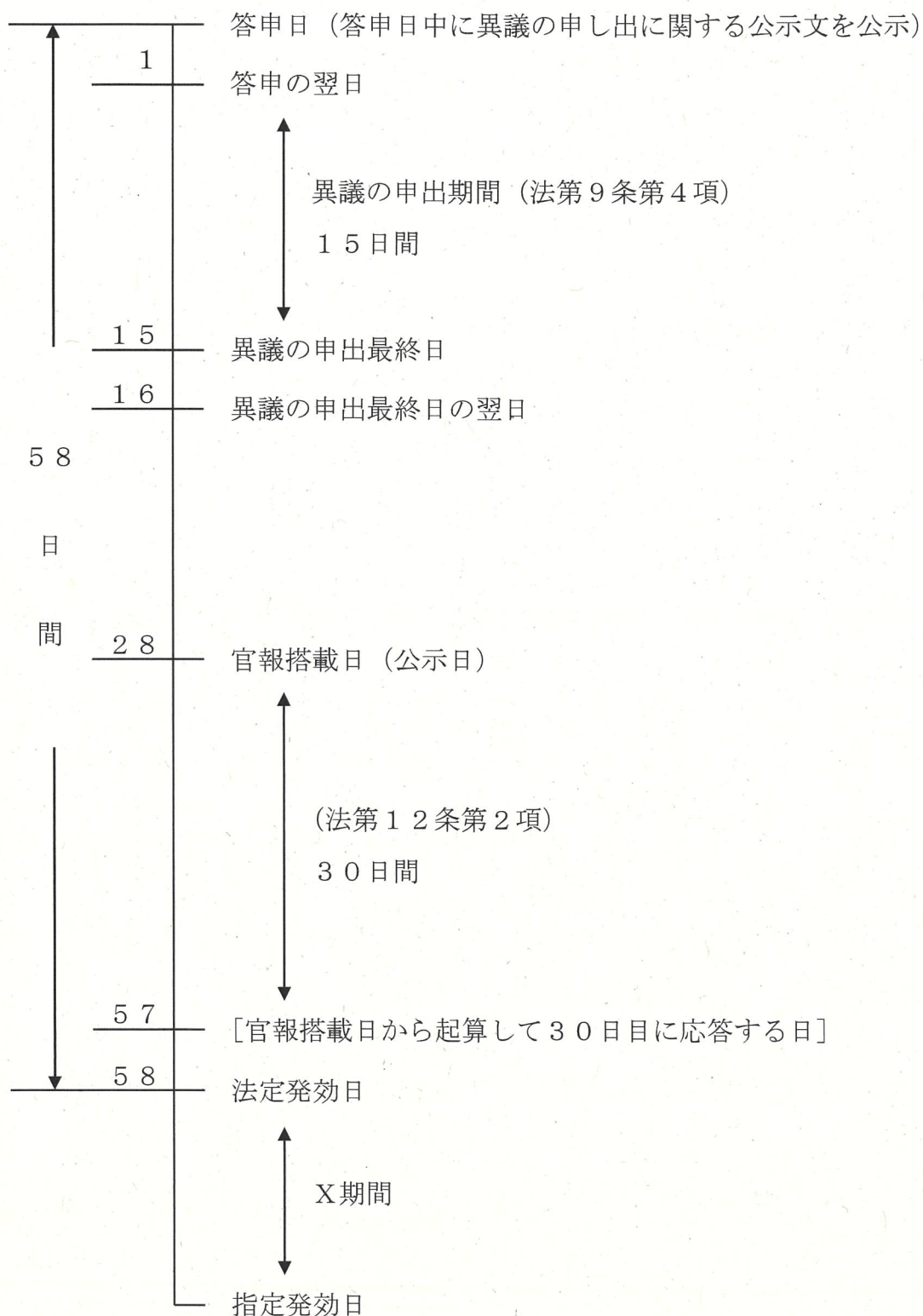


群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、群馬県電気機械器具製造業最低工賃（平成25年群馬労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

答申から効力発生までに要する日数（目安）

最低工賃決定のための審議会の答申日から効力発生までに要する目安日数は次のとおりです。



※ 異議申出のなかった場合の標準的なケースです。

群馬県の最低工賃

委託者が家内労働者に仕事(いわゆる内職)を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日、当事者間で問題が生じることがあります。

このようなことが無いように、家内労働法では、委託者が家内労働者に家内労働手帳を交付し、記入すべきことを定めています。

群馬県では、「横編ニット製造業」「電気機械器具製造業」「婦人服製造業」の一定の業務について、最低工賃が決まっていますので、最低工賃額以上の工賃を支払います。

横編ニット製造業

(1) リンキングマシンによるかがりの業務(ダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	65円
			12			76円

(2) ロックマシンによる縫製の業務(裁断済のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	サイズ	その他の種類		
婦人用セーター	平編又は柄物 (柄合せの必要のないものに限る。)	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	M	長そで	肩、そで下、わき及びそで付け	73円
				半そで		65円

(3) 手かがりの業務(3センチメートルのダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	24円
			12			26円

H16.4.30

電気機械器具製造業

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びびしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 4円72銭
	チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ビシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円28銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みのもの)	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき 33銭
コネクター	差し (コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭
コイル	仕上げ (下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。)		1個につき 12円56銭

H25.5.15

群馬県の最低工賃

婦人服製造業

工 程	規 格	金 額	発効年月日
見 返 し 端 ま っ り (千 鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円	H18.5.6
見 返 し 星 入 れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円	
す そ ま っ り	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 19円	
ス ナ ッ プ 付 け	1センチメートル型	1組につき 18円	
か ぎ ホ ッ ク 付 け	ウエスト用、前かん	1組につき 25円	
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 18円	
ボ タ ン 付 け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円	
鎖 糸 ル ー プ 付 け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 12円	
ベ ン ツ 止 め	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
プ リ ー ツ し つ け		1か所につき 9円	
見 返 し 裏 ま っ り	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 14円	
そ で 付 け 裏 ま っ り	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 22円	
そ で 口 裏 ま っ り		10センチメートルにつき 20円	
フ ァ ス ナ ー 裏 ま っ り		10センチメートルにつき 16円	
襟 付 け ま っ り		10センチメートルにつき 14円	
ウ ェ ス ト 裏 ま っ り		20センチメートルにつき 19円	
肩 パ ッ ト 付 け		1組につき 34円	
カ フ ス 付 け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 48円	
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 27円	
糸 く ず 取 り		1枚につき 16円	

(備 考) 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

問合せ先 群馬労働局 賃金室 電話027-896-4737 または最寄りの労働基準監督署 まで

群馬県電気機械器具製造業最低工賃改正状況

品 目	工 程	規 格 (数 量)	最低工賃額 (引き上げ率)						
			発効日						
			10.1.25	12.1.25	14.3.31	16.4.25	19.5.16	22.5.7	25.5.15
シールド線	両端末加工 絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの (1本につき)	4円.51銭 (4.4%)	4円.60銭 (2.0%)	4円.61銭 (0.2%)	4円.62銭 (0.2%)	4円.64銭 (0.4%)	4円.68銭 (0.9%)	4円.72銭 (0.9%)
	チューブ挿入 アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ピンチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。	6センチメートル以上の長さのもの (1端につき)	1円.24銭 (4.2%)	1円.26銭 (1.6%)	1円.27銭 (0.8%)	1円.27銭 (0.0%)	1円.27銭 (0.0%)	1円.27銭 (0.0%)	1円.28銭 (0.8%)
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 二次選別済み	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの (100個につき)	0円.30銭 (3.4%)	0円.31銭 (3.3%)	0円.31銭 (0.0%)	0円.32銭 (3.2%)	0円.33銭 (3.1%)	0円.33銭 (0.0%)	0円.33銭 (0.0%)
コネクター	差し (コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの (1ピンにつき)	0円.53銭 (3.9%)	0円.54銭 (1.9%)	0円.54銭 (0.0%)	0円.55銭 (1.9%)	0円.56銭 (1.8%)	0円.57銭 (1.8%)	0円.58銭 (1.8%)
コイル	仕上げ 下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。	 (1個につき)	12円.10銭 (5.2%)	12円.24銭 (1.2%)	12円.30銭 (0.5%)	12円.30銭 (0.0%)	12円.35銭 (0.4%)	12円.46銭 (0.9%)	12円.56銭 (0.8%)

注  は工賃据え置き

